

6 水管第 3271 号  
令和 7 年 2 月 13 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第 466 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 -

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあつては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあつては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあつては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあつては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 2 -

第一 すけとうだら太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

193,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	69,100
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
茨城県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業	99,800
すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 すけとうだら日本海北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

19,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	6,400
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	13,200

すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。
------------------------	---------------------

第三 すけとうだらオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

58,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	57,900
すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

#### 第四 すけとうだら根室海峡

##### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

15,000トン

##### 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	15,000

##### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら根室海峡大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

#### 第五 するめいか

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

19,200トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	1,300
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
秋田県	現行水準

山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	700
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準

京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	現行水準
山口県	現行水準
徳島県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準

熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	2,600
するめいか大中型まき網漁業	600
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,300

するめいか小型するめいか釣り漁業	2,800
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六 ぶり

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

101,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	101,000トンの内数

青森県	101,000トンの内数
岩手県	101,000トンの内数
宮城県	101,000トンの内数
秋田県	101,000トンの内数
山形県	101,000トンの内数
福島県	101,000トンの内数
茨城県	101,000トンの内数
千葉県	101,000トンの内数
東京都	101,000トンの内数
神奈川県	101,000トンの内数
新潟県	101,000トンの内数
富山県	101,000トンの内数

石川県	101,000トンの内数
福井県	101,000トンの内数
静岡県	101,000トンの内数
愛知県	101,000トンの内数
三重県	101,000トンの内数
京都府	101,000トンの内数
大阪府	101,000トンの内数
兵庫県	101,000トンの内数
和歌山県	101,000トンの内数
鳥取県	101,000トンの内数
島根県	101,000トンの内数
岡山県	101,000トンの内数

広島県	101,000トンの内数
山口県	101,000トンの内数
徳島県	101,000トンの内数
香川県	101,000トンの内数
愛媛県	101,000トンの内数
高知県	101,000トンの内数
福岡県	101,000トンの内数
佐賀県	101,000トンの内数
長崎県	101,000トンの内数
熊本県	101,000トンの内数
大分県	101,000トンの内数
宮崎県	101,000トンの内数

鹿児島県	101,000トンの内数
------	--------------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ぶり大中型まき網漁業	101,000トンの内数
ぶりその他大臣許可漁業	101,000トンの内数

第七 みなみまぐろ

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,201トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みなみまぐろ	8,001

第八 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

10トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	10

## 令和7管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について（すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群）

### 1 背景

これまで、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量の変更及び配分数量の変更については、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、以下に該当する場合は、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるとされてきた。

#### （1）すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に、漁獲可能量に1万トンの追加等を行う場合（いわゆる「大量来遊ルール」）

#### （2）すけとうだら日本海北部系群

数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における前管理年度のTACの未利用分を、当該TAC（当初配分数量の合計）の5%を上限として翌管理年度に繰越しする場合

#### （3）融通に伴う数量の変更（両資源）

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通が行われる場合

### 2 今後の取扱い

（1）上記1（1）に係る漁獲可能量並びに都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更に関しては、資源管理基本方針別紙2-8（すけとうだら太平洋系群）の第4の4の(1)及び第6の1の(2)において、漁獲可能量の追加配分ルールを規定しており、当該ルールに基づく変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

（2）上記1（2）に係る漁獲可能量並びに都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更に関しては、資源管理基本方針別紙2-9（すけとうだら日本海北部系群）の第6の3において、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分の漁獲可能量の未利用分について、当該漁獲可能量（当初配分数量の合計）の5%を上限に翌管理年度に繰り越すルールを規定しており、当該ルールに基づく変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

（3）上記1（3）に係る当事者間の合意により行う融通に伴う都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更については、引き続き審議会には事後報告で対応できることとする。

### **3 数量変更に伴う手続**

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

### **4 上記 2 によるもの以外の数量変更の取扱い**

上記 2（1）から（3）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴く（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。



# スケトウダラ (太平洋系群) ①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち北日本～北方四島の太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。主な産卵場は北海道噴火湾周辺海域である。

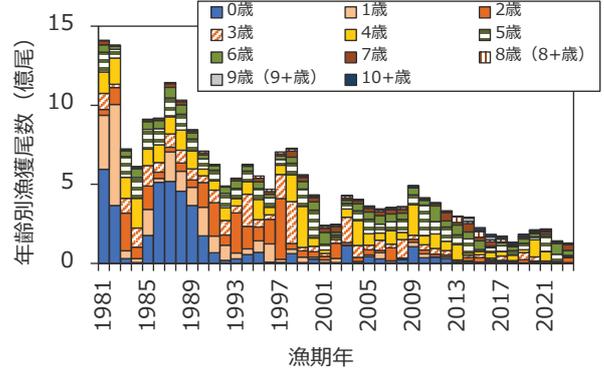


図3 年齢別漁獲尾数の推移

1980年代には0、1歳魚の漁獲が多かったが、これらは主に東北太平洋岸において漁獲されたもので、同海域の漁獲量の減少に伴い1990年代以降は少ない状態が続いている。1990年代には2、3歳魚の漁獲が多かったのに対し、2000年代後半からは4歳以上の魚が漁獲の中心となっている。

なお、本系群ではプラスグループとする年齢は1997年漁期以前は8歳以上（8+歳）、1998年漁期は9歳以上（9+歳）、1999年漁期以降は10歳以上（10+歳）としている。



図2 漁獲量の推移

漁獲量は2000年代にはTAC規制なども働き、10.9万～21.0万トンで推移した。2015～2018年漁期に減少傾向となった後、増加に転じたが、2022年漁期以降は道東での漁場形成の不良もあり減少し、2023年漁期は5.8万トンとなった。

# スケトウダラ (太平洋系群) ②

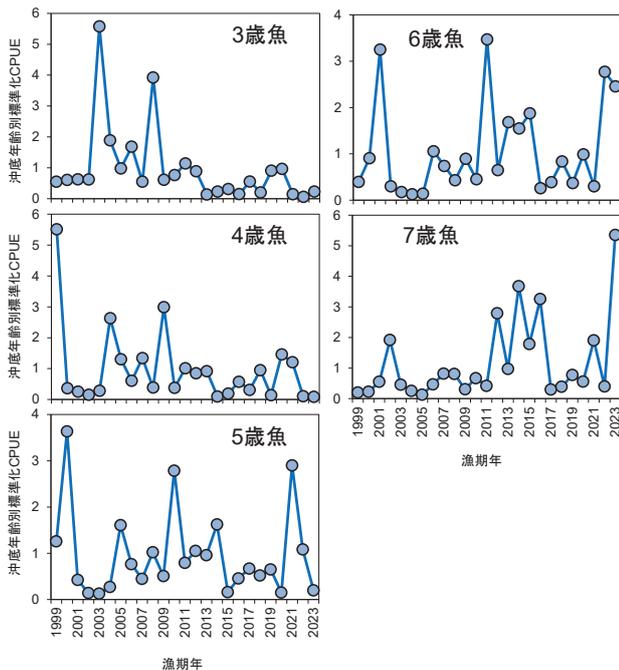
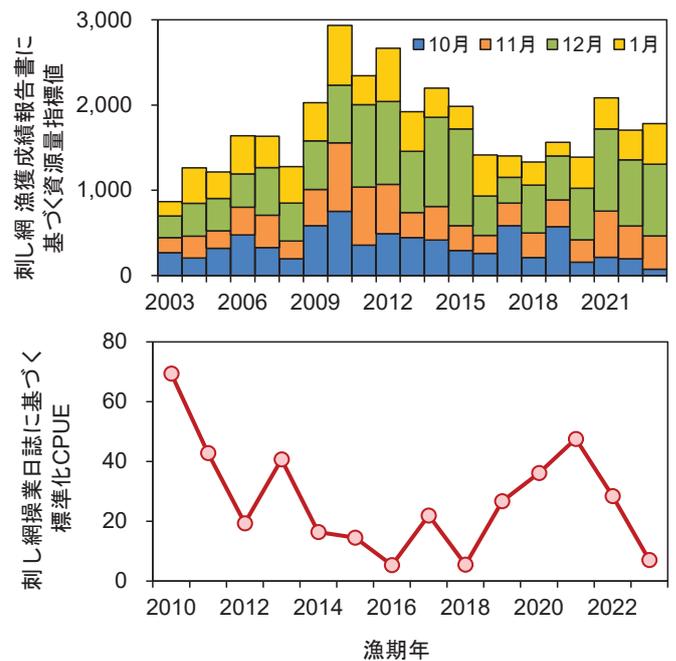


図4 資源量指標値の推移

コホート解析でのチューニングには、年齢別の資源の推移の情報として沖合底びき網漁業の漁獲成績報告書に基づく年齢別標準化CPUE（左図）を使用したほか、産卵場周辺海域でのすけとうだら固定式刺し網について、漁獲成績報告書に基づく資源量指標値（右図上段）と、代表船の操業日誌に基づく標準化CPUE（右図下段）を、親魚量の推移の情報として使用した。



# スケトウダラ (太平洋系群) ③

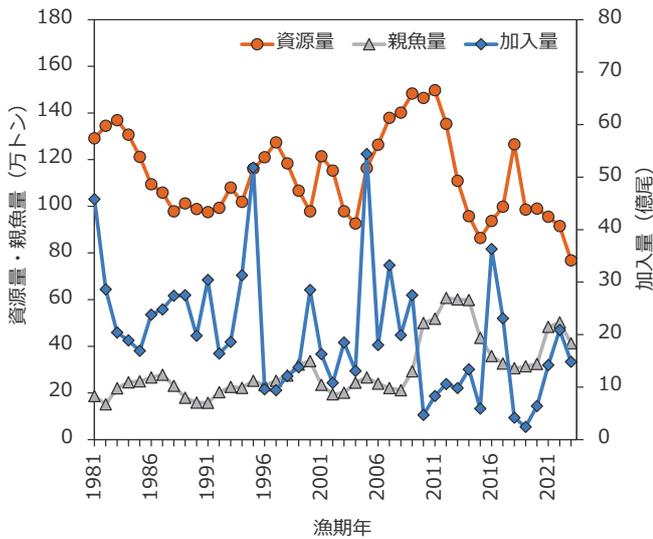


図5 資源量・親魚量・加入量の推移

本系群の資源量は1981年漁期以降、大きく落ち込むことなく推移してきた。加入量（0歳魚の資源尾数）が30億尾を超える卓越年級群である2016年級群、および高豊度の2017年級群の成熟により、近年の親魚量は高い水準にあるが、2023年漁期は前年漁期から減少して41.3万トンになった。

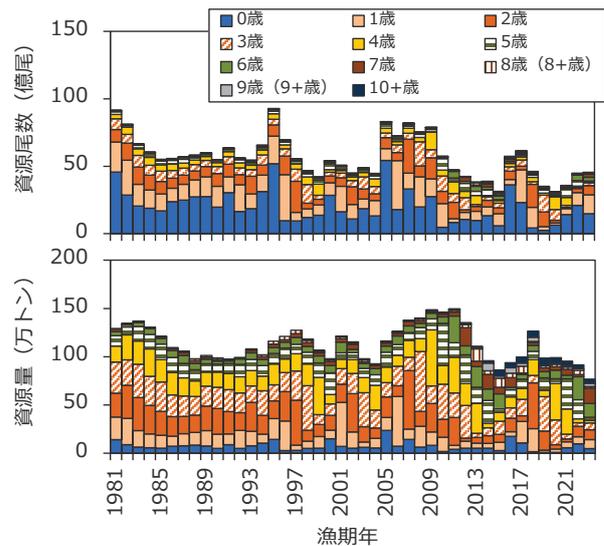


図6 年齢別資源尾数（上）と資源量（下）の推移

資源尾数は卓越年級群などの高豊度の年級群が発生した年に、資源量はその1～2年後に増加する傾向がある。近年では2016年級群が卓越年級群（加入量36億尾）と考えられる。高豊度の年級群が発生する一方で、2010、2018、2019年級群の加入量は、2.4億～4.7億尾と評価期間を通して極端に少なく、2015、2020年級群も6億尾前後と低い水準である。

# スケトウダラ (太平洋系群) ④

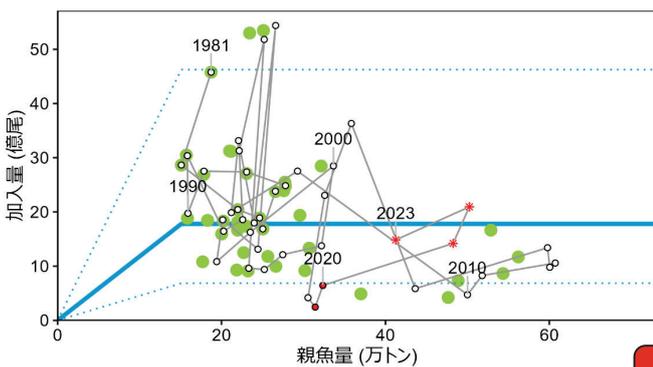


図7 再生産関係

1981～2016年漁期の親魚量と加入量に対し、ホッケー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値で、直近5年間を赤色とした。なお、そのうち直近3年間（2021～2023年級群）の加入量（\*印）は調査からの推定値である。図中の数字は年級群（生まれた年）を示す。

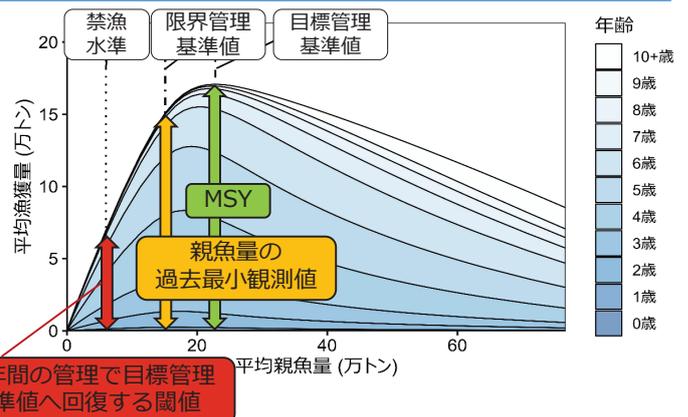


図8 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は22.8万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は親魚量の過去最小観測値15.1万トン、禁漁水準はβを0.8とした漁獲管理規則で漁獲を続けた場合に10年間で目標管理基準値へ50%の確率で回復する閾値である6.0万トンである。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
22.8万トン	15.1万トン	6.0万トン	41.3万トン	17.1万トン	5.8万トン

# スケトウダラ (太平洋系群) ⑤

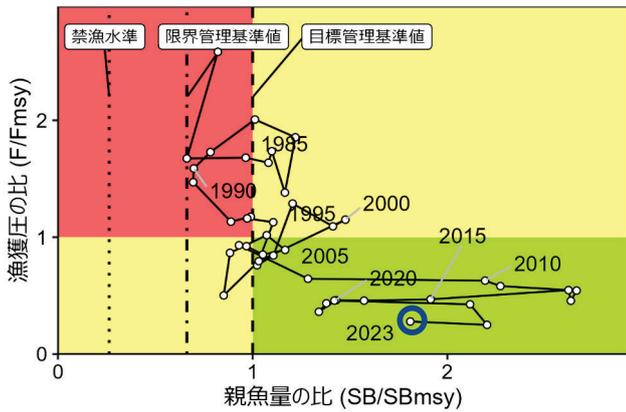


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2009年漁期以降は最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っており、2023年漁期の親魚量はSBmsyの1.81倍である。漁獲圧 (F) は、2001年漁期以降、2004年漁期を除き、SBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っており、2023年漁期の漁獲圧はFmsyの0.28倍である。

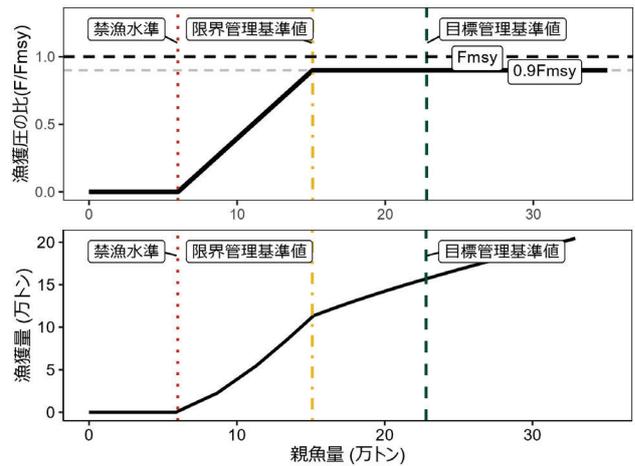
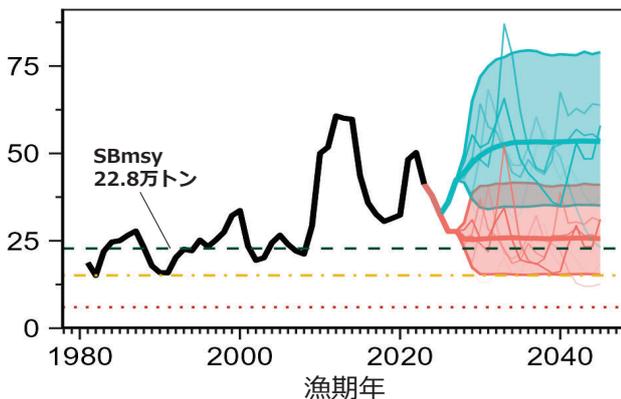


図10 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

# スケトウダラ (太平洋系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

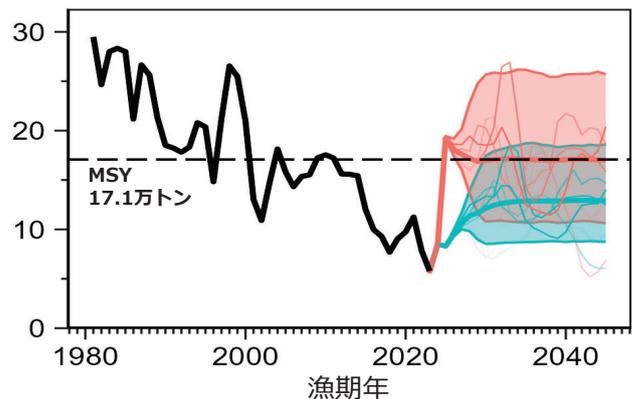


図11 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

$\beta$ を0.9とする漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値をやや上回る水準で推移し、漁獲量の平均値はMSY付近で推移する。

2018・2019年級群の豊度は極めて低く、資源量・親魚量は今後減少傾向になると考えられる。ただし2022年級群は調査船調査からは高豊度の可能性があることから、資源量・親魚量の減少は短期的なものに留まり、その後資源量は再び増加していくと予測される。

- 漁獲シナリオに基づく将来予測 ( $\beta = 0.9$ )
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値
- 限界管理基準値
- ..... 禁漁水準

# スケトウダラ（太平洋系群）⑦

**表1. 将来の平均親魚量（万トン）**

2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030		2031		2031年漁期に親魚量が目標管理基準値(22.8万トン)を上回る確率
$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	37.8	32.5	26.4	25.8	23.4	23.1	23.2	23.4	45%							
0.9			27.7	27.7	25.5	25.3	25.5	25.6	58%							
0.8			29.0	29.8	27.9	28.0	28.2	28.4	72%							
0.7			30.4	32.0	30.7	31.0	31.4	31.7	85%							
現状の漁獲圧			36.0	42.4	44.5	47.3	49.4	50.9	100%							

**表2. 将来の平均漁獲量（万トン）**

$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.0	8.5	20.9	19.0	18.2	17.6	17.2	17.2	17.3
0.9		19.3	18.1	17.6	17.2	16.9	17.0	17.1
0.8		17.5	17.0	16.9	16.7	16.5	16.6	16.7
0.7		15.7	15.7	16.0	16.0	15.9	16.1	16.2
現状の漁獲圧		8.3	9.5	10.7	11.4	11.7	12.1	12.5

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.9$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年漁期の漁獲量は予想される資源量と現状の漁獲圧（2019～2023年漁期の平均： $\beta=0.34$ に相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年漁期の平均漁獲量は19.3万トン、2031年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は58%と予測される。併せて、 $\beta$ を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

**表3. ABC要約表**

2025年漁期のABC （万トン）	2025年漁期の 親魚量平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2019-2023）	2025年漁期の 漁獲割合（%）
19.3	32.5	2.65	17.7

※表の値は今後の資源評価により更新される。



# スケトウダラ（日本海北部系群）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち日本海の東側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

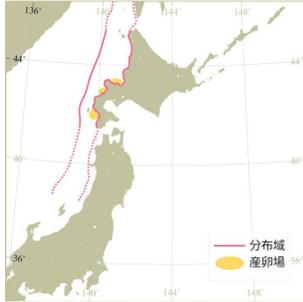


図1 分布域

分布の中心と主産卵場は日本海の北海道沿岸と考えられる。

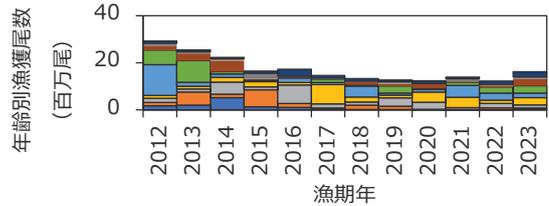
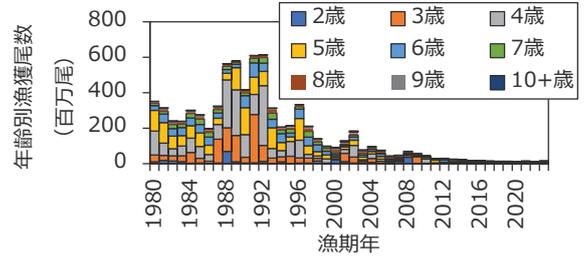


図3 年齢別漁獲尾数の推移（下図は2012年漁期以降の拡大）

1990年漁期前後の漁獲量が多かった時期は3～5歳魚が漁獲の大部分を占めていたが、1997年漁期以降3～5歳魚の割合は減少した。近年では2015～2018年漁期は2012年級群、2020～2022年漁期は2015、2016年級群が漁獲物の主体であった。2023年漁期は2015、2016、2018年級群が高い割合を占めた。

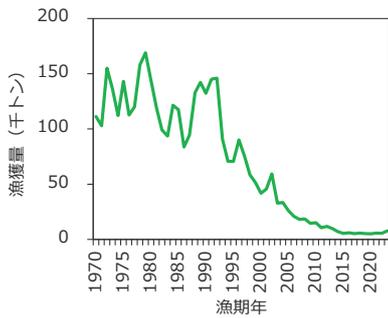


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1993年漁期以降減少傾向にある。2015～2022年漁期には5,147～6,041トンの範囲であった。2023年漁期の漁獲量は、TACの増加に伴って前年漁期から増加して7,643トンであった。

# スケトウダラ（日本海北部系群）②

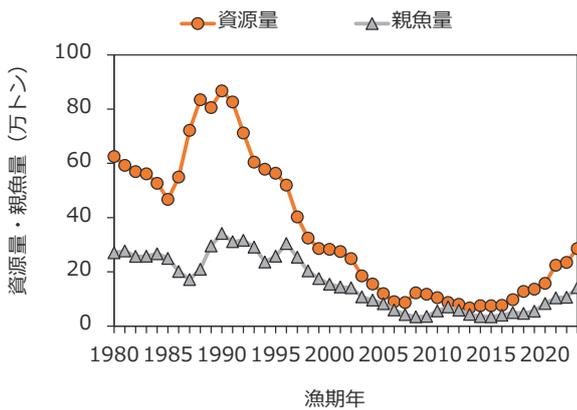


図4 資源量と親魚量の推移

本系群は漁獲対象となるのが2歳以降であるため、2歳魚以上の資源量を示す。近年は、豊度が高い2012、2015、2016、2018、2019、2021年級群が発生したことによって、資源量は2014年漁期以降、親魚量は2016年漁期以降増加傾向にあるものの、依然として低い水準にある。2023年漁期の資源量は28.6万トンと前年漁期から増加し、親魚量は14.2万トンであった。

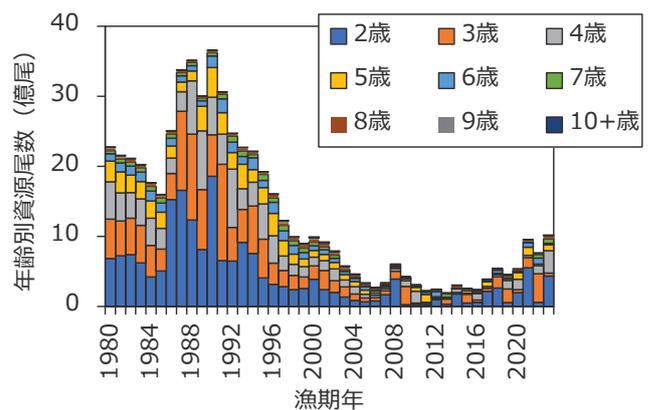


図5 年齢別資源尾数の推移

資源尾数は1992年漁期以降減少傾向を示したが、近年は豊度が高い年級群が2歳で加入した年に増加している。2023年漁期の資源尾数は2019年級群と2021年級群が大半を占めた。一方、2007～2009、2011、2013、2017年級群は2歳時点の資源尾数が0.5億尾以下の低い豊度であった。

なお、加入量は各年の2歳魚の資源尾数である。

# スケトウダラ（日本海北部系群） ③

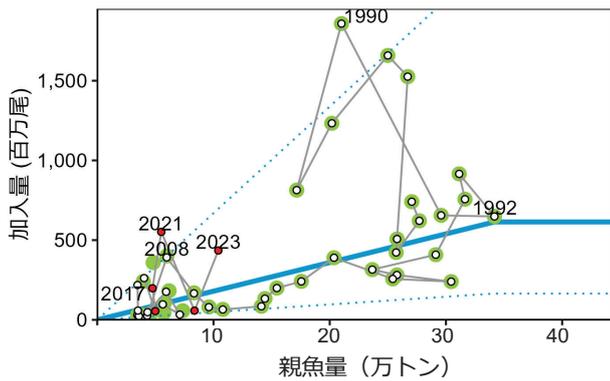


図6 再生産関係

1980～2017年漁期の親魚量と1982～2019年漁期の加入量に対し、ホッター・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は2歳魚が加入した漁期年を示す。

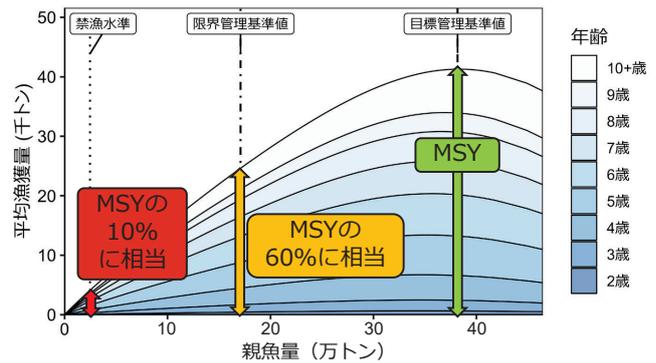


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は38.0万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
38.0万トン	17.1万トン	2.5万トン	14.2万トン	44千トン	7.6千トン

# スケトウダラ（日本海北部系群） ④

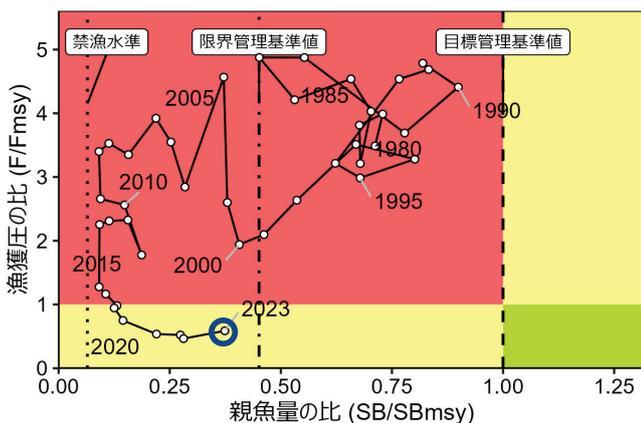


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、すべての年で最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回った。漁獲圧（F）は、2017年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回った。

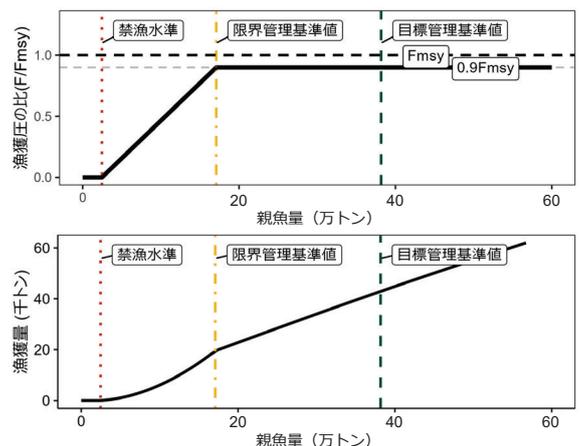


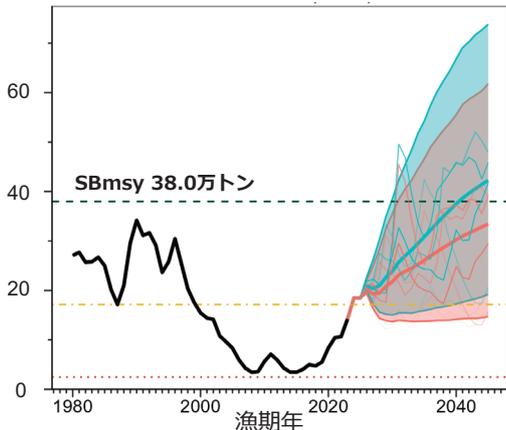
図9 漁獲管理規則

（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数であるβを0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

# スケトウダラ（日本海北部系群）⑤

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（千トン）

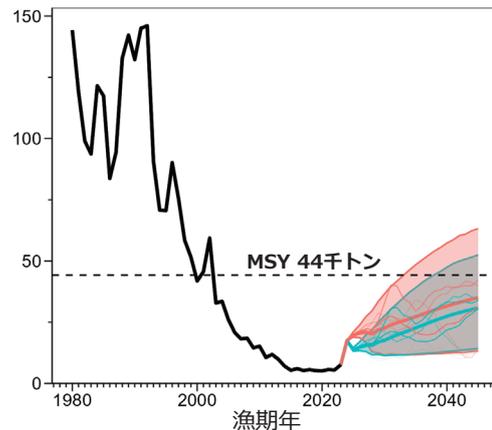


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

βを0.9とする漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。中長期的には親魚量および漁獲量はそれぞれ増加して、親魚量の平均値はSBmsyに、漁獲量の平均値はMSYに近づく。

2018、2019、2021年級群の豊度が高いと推定されるため、親魚量の平均値は2024年漁期以降、限界管理基準値を上回ると予測されるが、将来予測にはコホート解析による資源量推定の不確実性が含まれていないことに注意が必要である。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 (β=0.9)  
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY  
----- 目標管理基準値  
----- 限界管理基準値  
..... 禁漁水準

# スケトウダラ（日本海北部系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030		2031		2031年漁期に親魚量が目標管理基準値（38.0万トン）を上回る確率	2031年漁期に親魚量が限界管理基準値（17.1万トン）を上回る確率
	現状の漁獲圧	18.5	18.5	20.8	20.4	20.7	20.2	20.2	20.4	20.7	20.8	21.4	21.8	22.5	23.2	23.9		
1.0					20.0	18.9	19.0	20.2	21.1	22.3	73%	4%						
0.9					20.2	19.3	19.5	20.8	21.8	23.1	78%	5%						
0.8					20.4	19.7	20.0	21.4	22.5	24.0	82%	6%						
0.7					20.7	20.1	20.5	22.1	23.2	24.9	86%	7%						
現状の漁獲圧					20.8	20.4	21.0	22.6	23.9	25.7	89%	8%						

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1.0			21.7	22.5	22.7	21.7	23.3	24.0	25.3
0.9			19.7	20.6	21.0	20.3	21.8	22.5	23.9
0.8			17.6	18.6	19.2	18.7	20.2	20.9	22.3
0.7			15.5	16.5	17.3	17.0	18.4	19.1	20.4
現状の漁獲圧			13.7	14.7	15.5	15.6	16.9	17.6	18.8

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、β=0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年漁期の漁獲量はTACと2015～2023年漁期の平均消化率の積により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと2025年漁期の平均漁獲量は19.7千トン、2031年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は5%、限界管理基準値を上回る確率は78%と予測される。併せて、βを0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2019～2023年漁期の平均；β=0.62相当）の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年漁期のABC（千トン）	2025年漁期の親魚量予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比（F/F2019-2023）	2025年漁期の漁獲割合（%）
19.7	18.5	1.46	6

※表の値は今後の資源評価により更新される。





## スケトウダラ（オホーツク海南部）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本評価群はこのうちオホーツク海南部に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

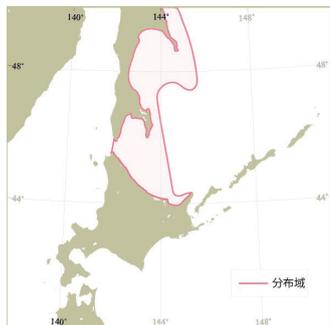
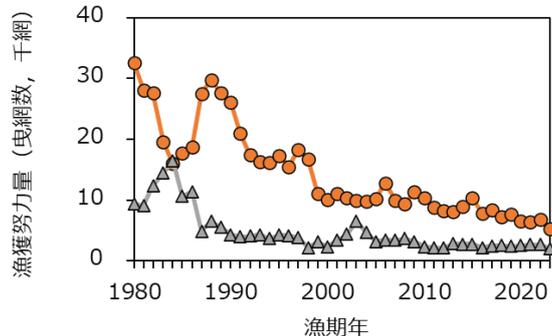


図1 分布域

本資源は日本水域とロシア水域に連続的に分布し、成長の一時期に日本水域に來遊する「跨り資源」である。



●—かけまわし（100t以上） ▲—オッタートロール

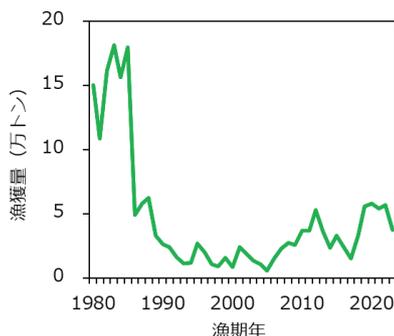


図2 漁獲量の推移

本資源の我が国による漁獲量は、ソビエト連邦（現ロシア連邦）の漁獲規制強化等で、1986年漁期に大きく減少した。近年の漁獲量は、ロシア水域からの來遊量に左右されると考えられ、2010年漁期以降は2万～5万トン台で推移している。2023年漁期は3.8万トンであった。

図3 漁獲努力量の推移

日本水域での漁獲の大半は沖合底びき網漁業による。減船の結果、許可隻数は1986年漁期の80隻から2016年漁期以降は14隻まで減少した。オッタートロール・かけまわし漁法のいずれにおいても、漁獲努力量は過去と比較して抑制されている。

2024年10月31日公開

## スケトウダラ（オホーツク海南部）②

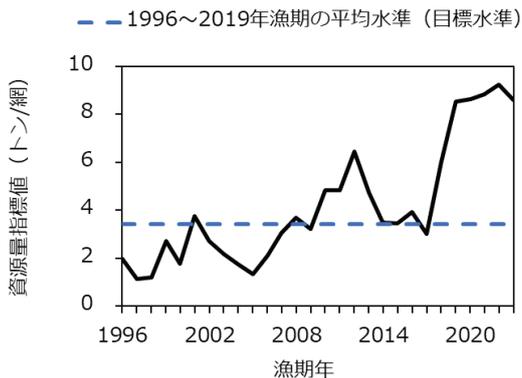


図4 資源量指標値と目標とされる水準

沖合底びき網漁業のかけまわし漁法による、スケトウダラ狙い操業（1日の総漁獲量に占めるスケトウダラの割合が50%を超える日の操業）の単位努力量当たり漁獲量（CPUE）を資源量指標値とした。

本資源の漁獲シナリオでは、資源量指標値の1996～2019年漁期の平均水準（3.41トン/網）を、維持または回復させるべき目標と定めている。2023年漁期の資源量指標値（8.6トン/網）はこの目標水準を上回った。

### 本資源の漁獲シナリオについて

本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られ、「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。





## スケトウダラ（根室海峡）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本評価群はこのうち根室海峡で漁獲される群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

本資源は北方四島水域やロシア水域などに跨って分布する。日本漁船の操業水域には主に産卵期に来遊すると考えられる「跨り資源」である。

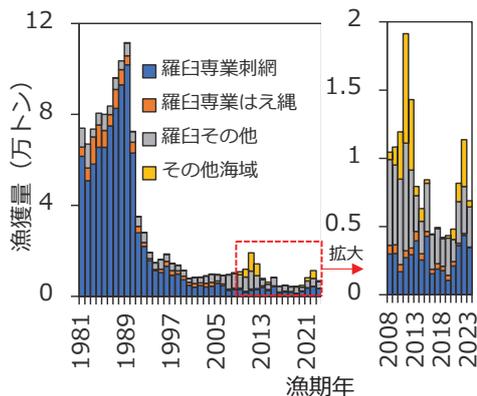
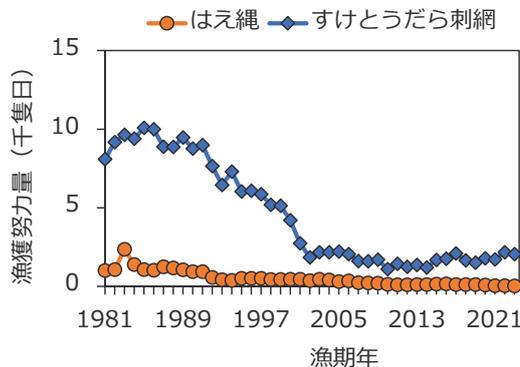


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1989年漁期の11.1万トンを最高に急減して2000年漁期には1万トンを下回った。2010年漁期前後に増加したが、その後は減少した。2021年漁期から再び増加したが、2023年漁期は0.7万トンに減少した。

図3 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は、すけとうだら専業の固定式刺網漁業では2002年漁期まで大きく減少してその後はほぼ横ばい、はえ縄漁業も1983年漁期を最高にその後減少した。隣接水域におけるロシア漁船の漁獲量・漁獲努力量は不明である。

## スケトウダラ（根室海峡）②

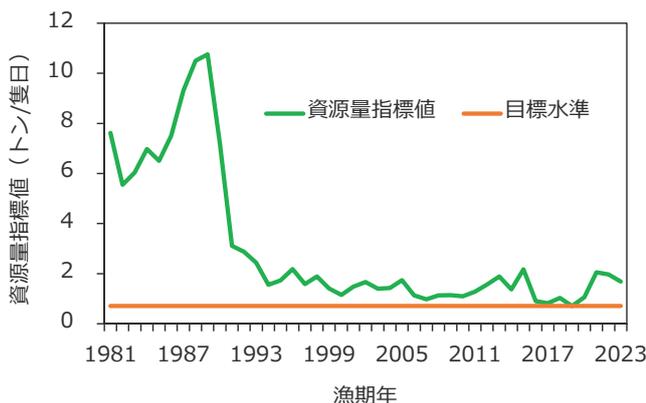


図4 資源量指標値と目標とされる水準

羅臼地区のすけとうだら専業の固定式刺網漁業による延べ出漁隻数当たり漁獲量を資源量指標値とした。2002年漁期以降はブロック操業\*のデータを除いた。

本資源の漁獲シナリオでは、資源量指標値の1981～2019年漁期の最低値（0.71トン/隻日）を、維持または回復させるべき目標と定めている。2023年漁期の資源量指標値（1.68トン/隻日）はこの目標水準を上回った。

### 本資源の漁獲シナリオについて

本資源は隣接する水域に跨って分布し、日本漁船の操業水域における情報のみでは資源全体の動向を捉えることができないことから、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。

\*ブロック操業とは漁獲圧軽減による資源保護と操業コスト削減を目的として、複数の経営体がグループを作り、グループ内の1隻が交互に休業する操業形式。





# スルメイカ（秋季発生系群）①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち秋季に日本海西部～東シナ海北部で発生し、主に日本海を春～夏季に北上、秋季に南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

日本海に広く分布し、一部は津軽海峡や宗谷海峡を通じて太平洋やオホーツク海にも分布する。産卵場は主に秋季に山陰～東シナ海北部に形成される。

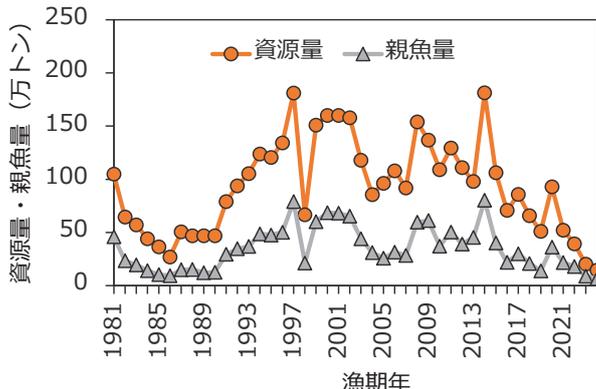


図3 資源量・親魚量

資源量は1990年代に増加し、1990年代後半から2010年代前半にかけて変動はあるものの高い水準で推移した。2016～2019年漁期は減少し、2020年漁期に一旦は増加したものの、2021年漁期以降低い水準となった。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると減少傾向で、2023年漁期には9.0万トンであった。2024年漁期の資源量と親魚量は予測値である。

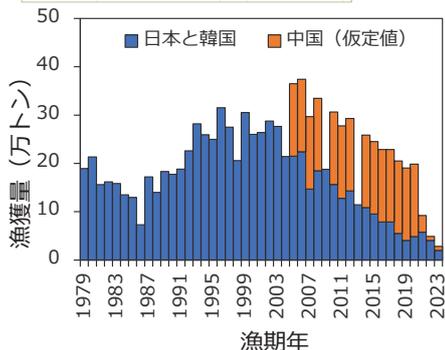


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代には少なく、1990年代に増加し、1996年漁期に31.5万トンとなった。中国の漁獲量仮定値を含めると2005～2006年漁期をピークに減少傾向で、2023年漁期の漁獲量は日本と韓国の合計で2.0万トン、中国の漁獲量仮定値（0.8万トン）を含めると2.8万トンである。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（秋季発生系群）②

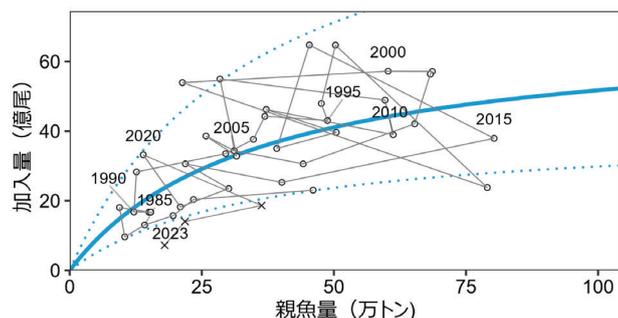


図4 再生産関係

1981～2019年漁期の親魚量と1982～2020年漁期の加入量\*に対し、ベバートン・ホルト型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

白丸は再生産関係の推定に用いた親魚量と加入量、バツ印は推定に用いなかった2020～2022年漁期の親魚量と2021～2023年漁期の加入量を示す。また図中の数字は加入した年を示す。

\*本種の寿命は1年であるため、漁期後の資源量が親魚量、翌年の漁期前の資源尾数が加入量である。

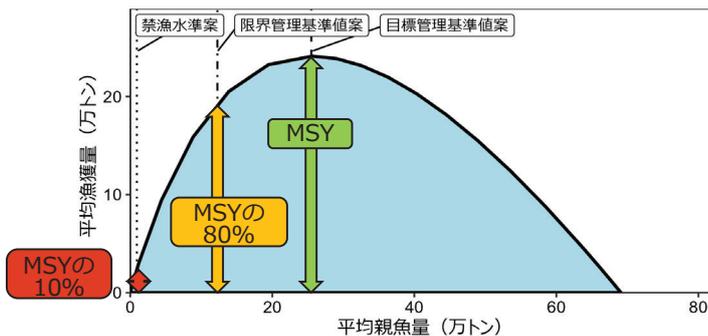


図5 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.5万トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの80%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
25.5万トン	12.3万トン	0.9万トン	9.0万トン	24.0万トン	2.8万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（秋季発生系群）③

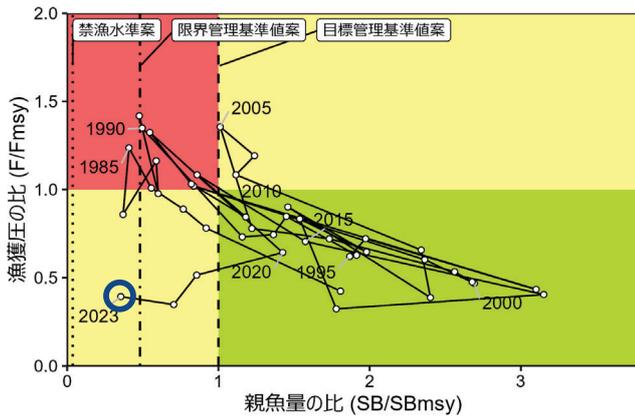


図6 神戸プロット（神戸チャート）

近年では、親魚量（SB）は、2020年漁期に最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回ったが、2021年漁期以降はSBmsyを下回っている。また、2023年漁期は限界管理基準値案も下回ったが、禁漁水準案は上回っている。漁獲圧（F）は、2020年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っている。

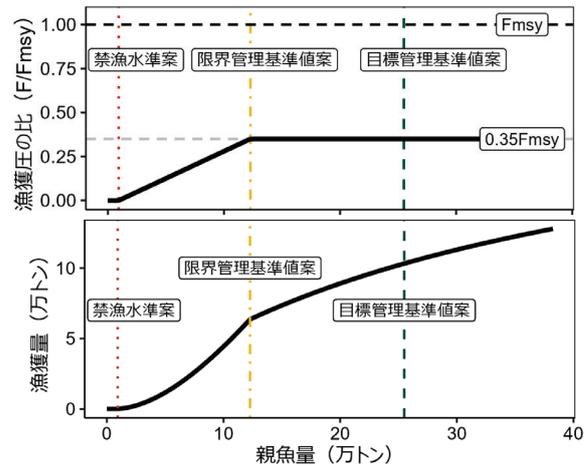


図7 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.35とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。

※漁獲圧・漁獲量は、本系群を漁獲する全ての国の合計。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（秋季発生系群）④

将来の親魚量（万トン）

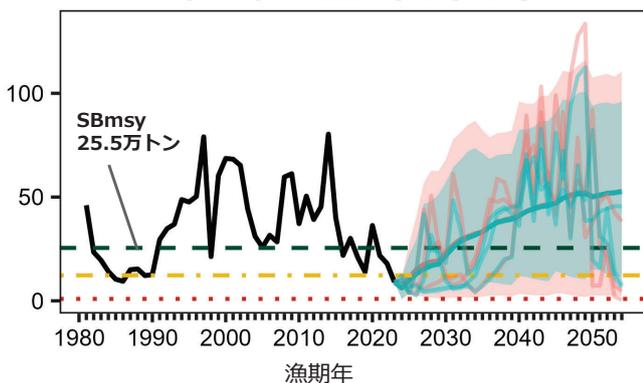
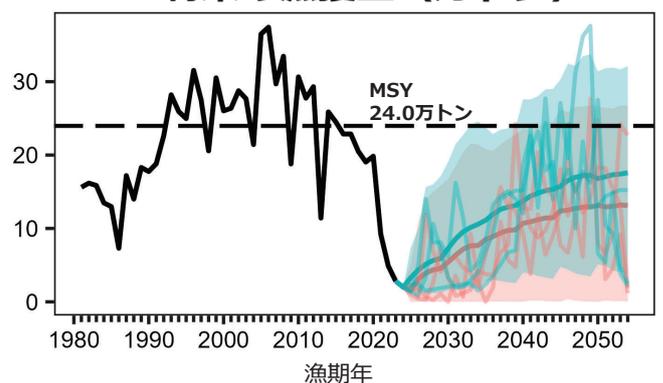


図8 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 $\beta$ を0.35とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。長期的には、親魚量の平均値は目標管理基準値案より高い状態で推移する。漁獲量の平均値はMSYよりも低い水準で推移する。

将来の漁獲量（万トン）



■ 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ( $\beta=0.35$ )

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

- - - - - 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（秋季発生系群）⑤

**表1. 将来の平均親魚量（万トン）**

β	2023	2024	2029年漁期に親魚量が限界管理基準値案（12.3万トン）を上回る確率										2034年に親魚量が目標管理基準値案（25.5万トン）を上回る確率		
			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	30%	46%	25%
0.70	9.0	6.5	10.3	12.3	12.8	12.6	11.9	13.4	15.0	16.4	17.1	17.9	30%	46%	25%
0.65			10.4	12.7	13.4	13.3	12.7	14.6	16.4	17.9	18.8	19.6	32%	50%	28%
0.60			10.5	13.0	14.0	14.1	13.6	15.8	17.9	19.5	20.4	21.3	34%	54%	31%
0.55			10.6	13.4	14.6	14.9	14.6	17.1	19.4	21.2	22.2	23.2	37%	57%	34%
0.50			10.8	13.8	15.3	15.8	15.6	18.4	21.0	23.0	24.1	25.1	40%	61%	37%
0.45			10.9	14.2	16.0	16.7	16.7	19.8	22.7	24.8	26.0	27.1	43%	64%	41%
0.40			11.0	14.6	16.7	17.7	17.9	21.3	24.6	26.9	28.2	29.4	47%	68%	46%
0.35			11.2	15.1	17.6	18.8	19.2	23.1	26.9	29.5	30.9	32.3	51%	72%	51%
0.30			11.3	15.6	18.4	20.1	20.7	25.1	29.2	32.2	33.7	35.0	56%	76%	56%
現状の漁獲圧					9.9	13.0	15.3	16.9	17.7	21.8	25.7	28.6	30.3	31.7	52%

**表2. 将来の平均漁獲量（万トン）**

β	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
0.70	2.8	2.0	2.8	5.0	5.6	5.6	5.4	6.1	7.0	7.8	8.2	8.4
0.65			2.6	4.8	5.4	5.6	5.4	6.2	7.1	8.0	8.5	8.6
0.60			2.5	4.6	5.3	5.5	5.4	6.2	7.2	8.0	8.6	8.7
0.55			2.3	4.3	5.1	5.3	5.3	6.1	7.2	8.0	8.6	8.6
0.50			2.1	4.0	4.8	5.2	5.2	6.0	7.1	7.9	8.5	8.5
0.45			1.9	3.7	4.6	4.9	5.1	5.9	6.9	7.8	8.2	8.3
0.40			1.8	3.4	4.3	4.7	4.8	5.7	6.7	7.5	7.9	8.0
0.35			1.6	3.1	3.9	4.4	4.6	5.4	6.4	7.2	7.6	7.7
0.30			1.4	2.7	3.5	4.0	4.2	5.0	5.9	6.7	7.1	7.1
現状の漁獲圧					3.3	4.3	5.1	5.6	5.9	7.3	8.6	9.6

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.30～0.70の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均；β=0.42相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年漁期の漁獲量は、日韓漁獲量（推定値、1.5万トン）と中国の漁獲量（仮定値、0.5万トン）の合計値とし、2025年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

βが0.35以下であれば、2034年漁期の平均親魚量は限界管理基準値案と目標管理基準値案をともに50%以上の確率で上回ると予測される。また、βを0.35とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は1.6万トンとなる。

※ 表の値は今後も資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。





## スルメイカ（冬季発生系群）①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち主に冬季に東シナ海で発生し、太平洋を北上、秋・冬季に日本海を南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

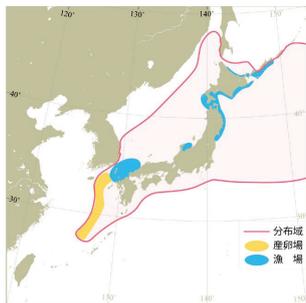


図1 分布域

太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に分布するが、我が国における主な漁場は太平洋に形成される。産卵場は主に冬季に東シナ海に形成される。



図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代は低水準で推移し、1989年漁期以降増加傾向に転じて1996年漁期には約40万トンになった。その後は比較的安定して推移していたが、2016年漁期以降大きく減少しており、2023年漁期の漁獲量は1.4万トンであった。そのうち、日本の漁獲量は1.2万トン、韓国は0.1万トン、ロシアは379トン、中国は0トンであった。

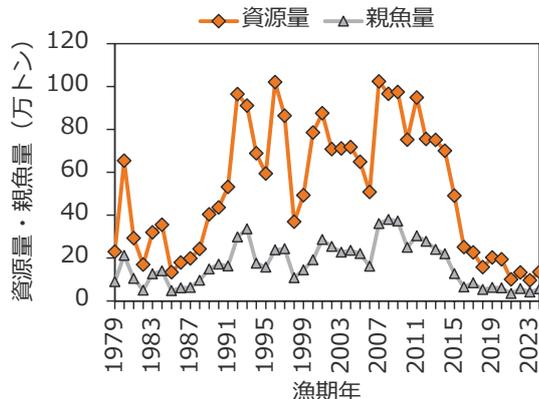


図3 資源量・親魚量

資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2024年漁期は13.5万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2019～2023年漁期）で見ると横ばい傾向で、2023年漁期には4.2万トンであった。2024年漁期の資源量と親魚量は予測値である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

## スルメイカ（冬季発生系群）②

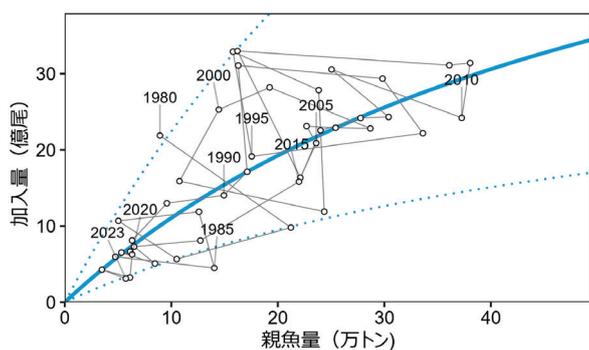


図4 再生産関係

1979～2022年漁期の親魚量と1980～2023年漁期の加入量\*に対し、ベバートン・ホルト型の再生産関係（青太線）を適用した（漁期後の資源量が親魚量、翌年の資源尾数が加入量）。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

\*本種の寿命は1年であるため、漁期後の資源量が親魚量、翌年の漁期前の資源尾数が加入量である。

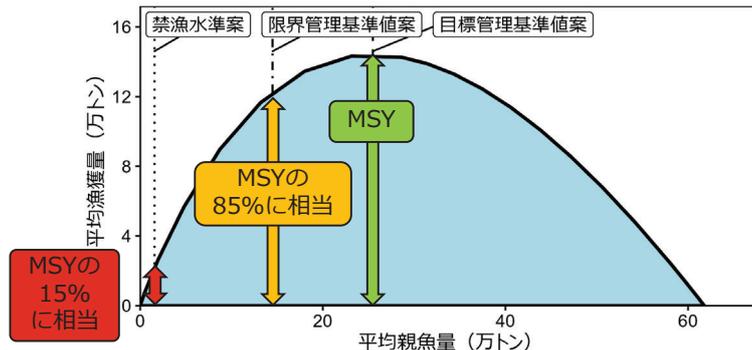


図5 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.5万トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの85%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの15%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
25.5万トン	14.5万トン	1.6万トン	4.2万トン	14.4万トン	1.4万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（冬季発生系群）③

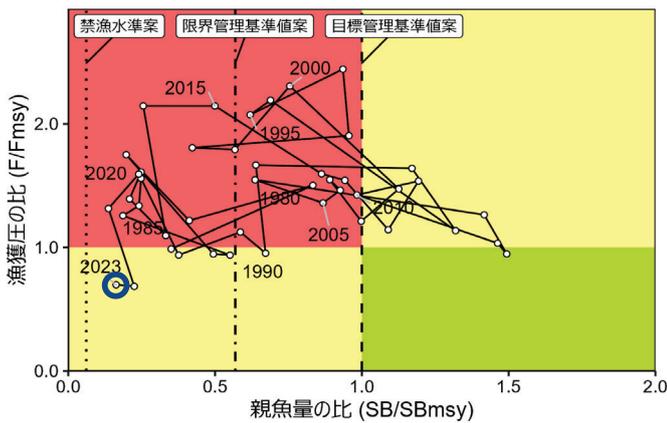


図6 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量 (SB) は、2013年漁期以降、最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っていた。漁獲圧 (F) は、1980年漁期以降の多くの年でSBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を上回った。2023年漁期は、親魚量はSBmsyと限界管理基準値案を下回ったが、禁漁水準案は上回った。漁獲圧はFmsyを下回った。

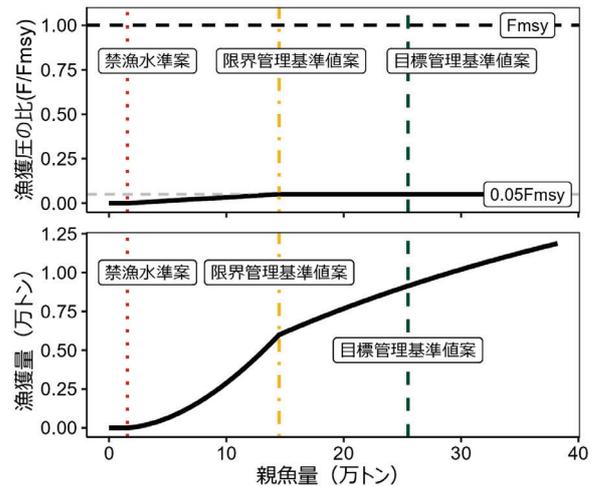


図7 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

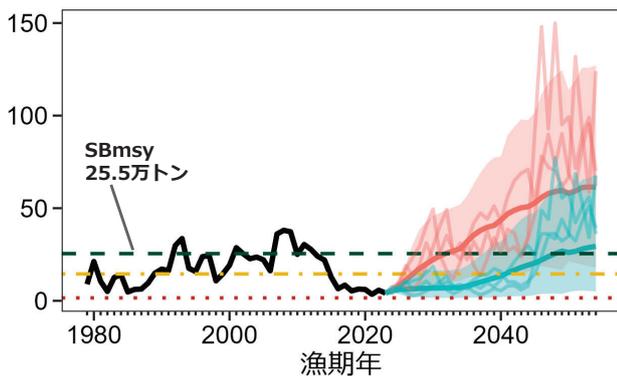
Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.05とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。

※漁獲圧・漁獲量は、本系群を漁獲する全ての国の合計。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（冬季発生系群）④

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

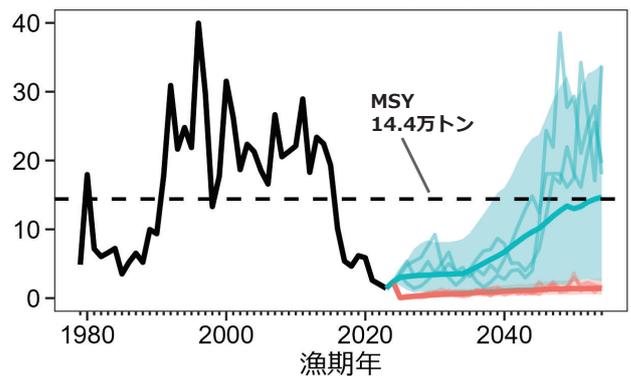


図8 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 $\beta$ を0.05とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。長期的には、親魚量の平均値は目標管理基準値案より高い状態で推移する。漁獲量の平均値はMSYよりも低い水準で推移する。

■ 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ( $\beta=0.05$ )

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

--- MSY

--- 目標管理基準値案

--- 限界管理基準値案

..... 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スルメイカ（冬季発生系群）⑤

2034年に親魚量が目標管理基準値案（25.5万トン）を上回る確率  
2034年に親魚量が限界管理基準値案（14.5万トン）を上回る確率

**表1. 将来の平均親魚量（万トン）**

β	2023	2024	2029年漁期に親魚量が限界管理基準値案（14.5万トン）を上回る確率										2034年に親魚量が目標管理基準値案（25.5万トン）を上回る確率		
			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	37%	53%	18%
0.50	4.2	5.7	7.8	9.8	11.5	12.9	13.9	14.9	15.7	16.2	16.7	17.2	37%	53%	18%
0.45			7.8	10.0	11.7	13.3	14.4	15.5	16.4	17.0	17.5	18.1	40%	57%	20%
0.40			7.9	10.1	12.0	13.7	15.0	16.2	17.2	17.9	18.5	19.1	42%	61%	23%
0.35			7.9	10.3	12.3	14.2	15.6	16.9	18.0	18.8	19.4	20.2	45%	65%	27%
0.30			8.0	10.4	12.6	14.7	16.2	17.7	18.9	19.8	20.5	21.3	47%	70%	30%
0.25			8.0	10.6	12.9	15.1	16.9	18.5	19.8	20.8	21.6	22.5	50%	74%	34%
0.20			8.0	10.7	13.3	15.7	17.5	19.3	20.8	21.9	22.8	23.8	52%	77%	38%
0.15			8.1	10.9	13.6	16.2	18.3	20.3	21.9	23.1	24.1	25.1	55%	81%	42%
0.10			8.1	11.1	14.0	16.8	19.0	21.2	23.0	24.4	25.5	26.6	58%	84%	46%
0.05			8.2	11.2	14.3	17.4	19.9	22.2	24.2	25.7	26.9	28.1	61%	87%	52%
0.00			8.2	11.4	14.7	18.0	20.7	23.3	25.5	27.1	28.4	29.7	63%	90%	57%
現状の漁獲圧			6.0	6.3	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.2	7%	9%	0%

**表2. 将来の平均漁獲量（万トン）**

β	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
0.50	1.4	2.4	0.6	1.4	2.0	2.4	2.8	3.1	3.4	3.6	3.7	3.9
0.45			0.6	1.2	1.9	2.3	2.6	2.9	3.2	3.4	3.6	3.7
0.40			0.5	1.1	1.7	2.1	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3	3.5
0.35			0.4	1.0	1.5	1.9	2.3	2.5	2.8	3.0	3.1	3.2
0.30			0.4	0.9	1.4	1.7	2.0	2.2	2.5	2.7	2.8	2.9
0.25			0.3	0.7	1.2	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	2.6
0.20			0.3	0.6	1.0	1.2	1.5	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2
0.15			0.2	0.5	0.7	1.0	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7
0.10			0.1	0.3	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2
0.05			0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
0.00			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
現状の漁獲圧			3.0	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	3.5	3.5	3.5	3.6

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.00～0.50の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均：β=0.90相当）の場合の平均親魚量の推移を示す。2024年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

βが0.05以下であれば、2034年漁期の平均親魚量は限界管理基準値案と目標管理基準値案をともに50%以上の確率で上回ると予測される。また、βを0.05とした場合、2025年漁期の平均漁獲量は0.1万トンとなる。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。





# ブリ①

ブリは我が国周辺と朝鮮半島東岸に分布し、全国の都道府県沿岸および韓国にて漁獲されている。

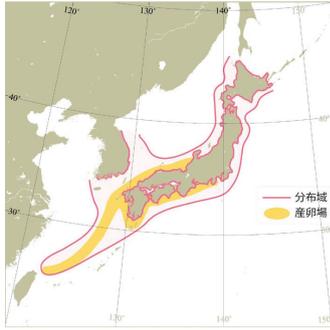


図1 分布域

東シナ海から北海道までの我が国周辺域と朝鮮半島東岸に分布する。産卵は、東シナ海の陸棚縁部から、太平洋側では伊豆諸島以西、日本海側では能登半島以西で行われる。

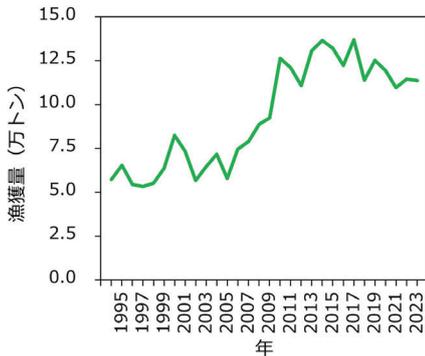
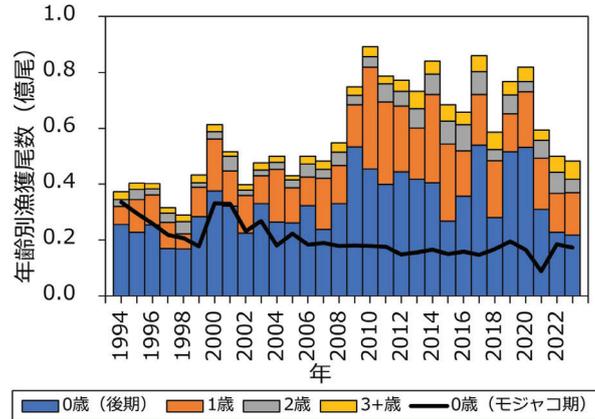


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2010年に急増し、2014年の13.6万トン（日本12.5万トン）を最高に、近年は12万トン前後で推移している。2023年の漁獲量は11.4万トン（日本8.8万トン、韓国2.5万トン）であった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

0歳魚（モジャコ期）を除く漁獲尾数は1994～2008年は0.3億～0.6億尾、2009～2020年は0.7億～0.9億尾、2021年以降は0.5億～0.6億尾で推移し、2023年は0.5億尾であった。漁獲尾数の年齢構成は、0歳(後期)魚および1歳魚の漁獲が全漁獲尾数の7～9割を占めている。0歳魚（モジャコ期）は、2023年は0.2億尾であった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ②

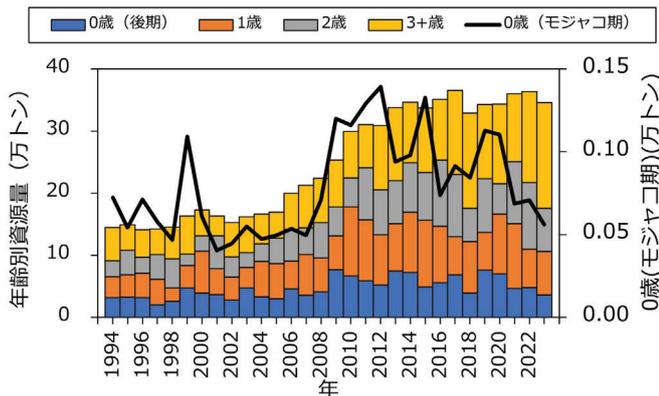


図4 年齢別資源量

資源量は2008年まで14.1万～22.4万トンで推移し、2009～2017年は増加傾向で25.3万～36.6万トンの範囲で推移し、2017年が最高値であった。1994年以降、2017年までは増加傾向であったが、2018年に減少し32.9万トンとなった。その後は34.3万～36.4万トンで推移し、2023年の資源量は34.6万トンとなった。

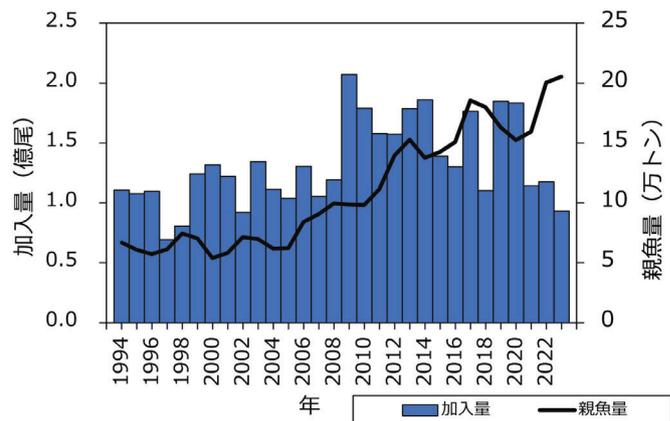


図5 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚（モジャコ期）の資源尾数）は、1994～2008年は0.7億～1.3億尾で推移し、2009～2014年は1.6億～2.1億尾の高い水準にあったが、2015年以降は加入尾数が減少し、2023年は2003年以降で最低の0.9億尾であった。

親魚量は2006～2017年は増加傾向が続いた後、2018年以降減少に転じたものの、2021年以降は増加傾向にあり、2023年は1994年以降で最高の20.5万トンとなった。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ③

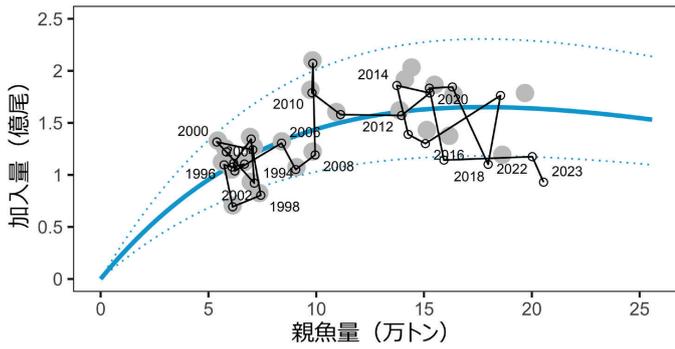


図6 再生産関係

1994～2020年の親魚量と加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。

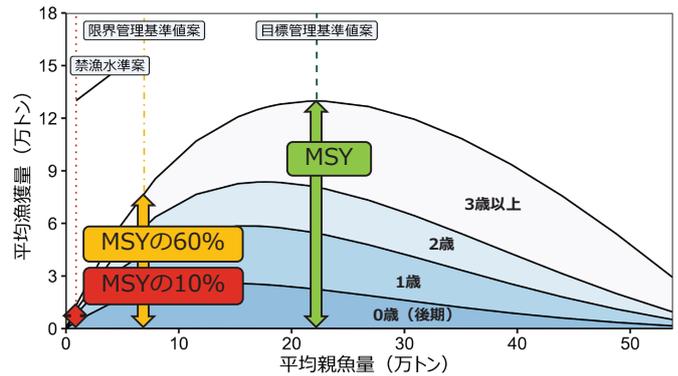


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は22.2万トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
22.2万トン	6.9万トン	0.9万トン	20.5万トン	13.0万トン	11.4万トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ④

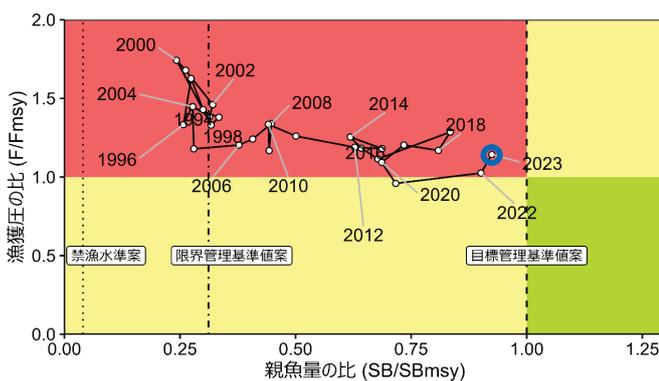


図8 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、資源評価開始年の1994年以降、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。漁獲圧（F）は、2021年を除き1994年以降、直近も含めて、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回っている。

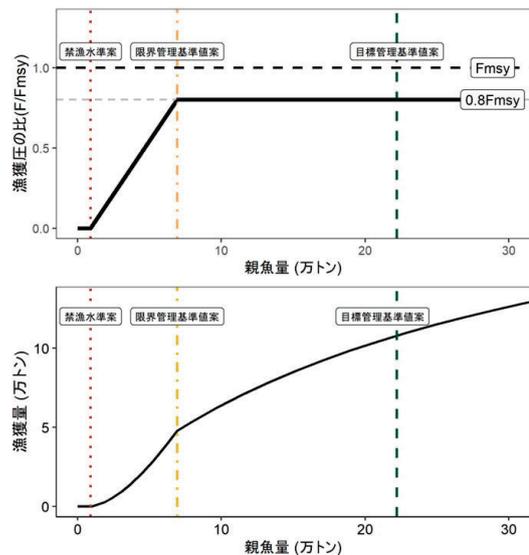


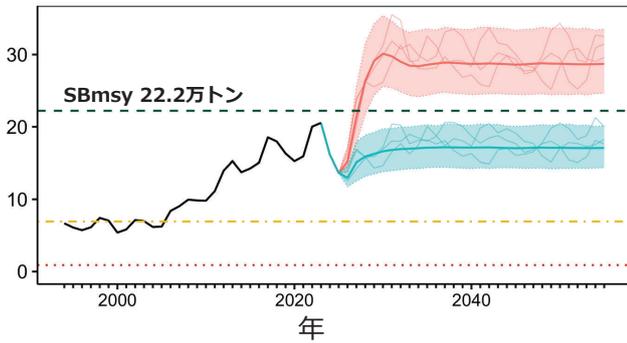
図9 漁獲管理規則案（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数であるβを0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ⑤

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

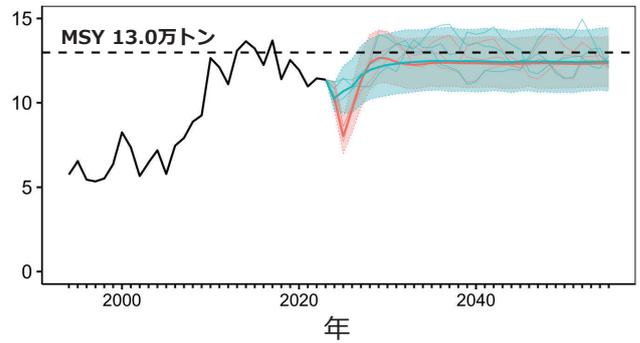
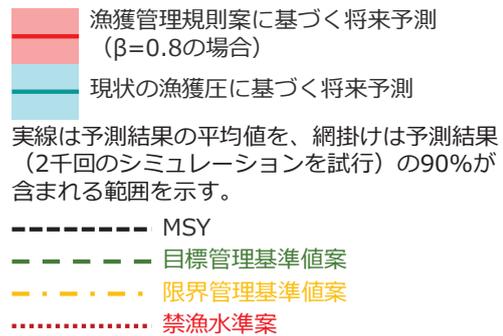


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案を上回る水準で推移し、漁獲量の平均値はMSYを少し下回る水準で推移する。



本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

2035年に親魚量が目標管理基準値案 (22.2万トン) を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00	16.2	13.6	13.9	17.6	20.0	21.2	22.0	22.2	22.3	22.2	22.2	22.3	48%
0.95			14.2	18.5	21.4	23.0	23.8	24.0	24.0	23.8	23.8	23.9	75%
0.90			14.6	19.4	22.9	24.9	25.8	25.9	25.7	25.4	25.4	25.4	92%
0.85			14.9	20.4	24.6	26.9	27.9	27.8	27.4	27.0	26.9	27.0	97%
0.80			15.2	21.4	26.4	29.1	30.1	29.8	29.0	28.5	28.4	28.6	100%
現状の漁獲圧			13.0	15.1	15.9	16.3	16.6	16.8	16.9	17.0	17.0	17.1	1%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00	10.3	9.5	10.5	11.7	12.4	12.7	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	13.0
0.95		9.2	10.3	11.7	12.5	12.8	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9
0.90		8.8	10.1	11.6	12.5	12.8	12.9	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8
0.85		8.4	9.9	11.5	12.4	12.8	12.8	12.7	12.6	12.5	12.6	12.6
0.80		8.0	9.6	11.3	12.3	12.7	12.6	12.4	12.3	12.3	12.3	12.4
現状の漁獲圧		10.7	11.0	11.6	11.9	12.1	12.2	12.3	12.4	12.4	12.4	12.5

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧 (2024年の値: β=1.16相当) の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。β=0.8とした場合、2025年の平均漁獲量は8.0万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は100%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ⑦

本資源の管理方針に関する検討会において暫定的な漁獲シナリオ案として検討された、加入量が最大となることが期待される親魚量を目標とした場合に基本的漁獲管理規則案を適用したときの将来予測結果を示す。

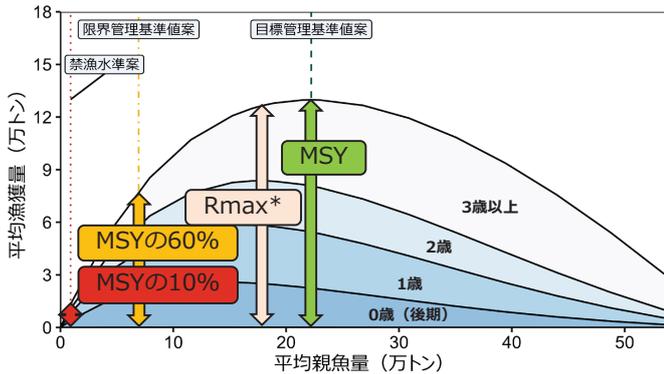


図11 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）、限界管理基準値案（SB60%msy）、禁漁水準案（SB10%msy）に加え、加入量が最大となることが期待される親魚量（SBRmax）を示す。SBRmaxを維持する漁獲庄（FRmax）は、Fmsyの1.1倍である。  
\*RmaxはSBRmaxに対応する平均漁獲量。

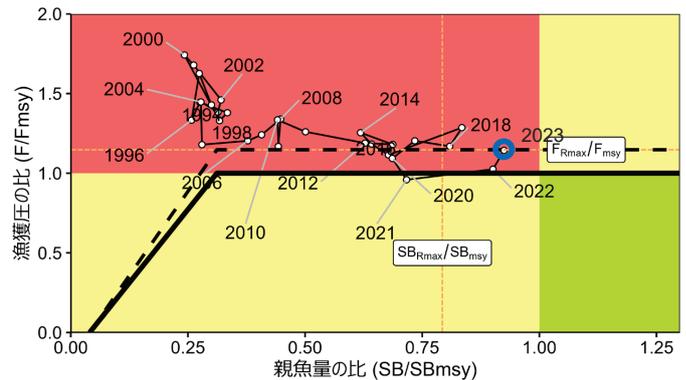


図12 神戸プロット（神戸チャート）と漁獲管理規則案

親魚量（SB）は、1986～2023年の期間はSBRmaxの0.30～1.15倍の範囲で推移し、2023年は1.15倍であった。漁獲庄（F）は、1994～2023年の期間はFRmaxの0.84～1.52倍の範囲で推移し、2023年は1.00倍であった。FmsyとFRmaxによる漁獲管理規則案をそれぞれ黒の実線と点線で示した。

目標管理基準値案	SBRmax	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	Rmax	2023年の漁獲量
22.2万トン	17.9万トン	6.9万トン	0.9万トン	20.5万トン	13.0万トン	12.6万トン	11.4万トン

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ⑧

表3. 加入量が最大となることが期待される親魚量を目標とした場合に漁獲管理規則案（FRmax）を適用したときの将来の平均親魚量（万トン）

$\beta$	2035年に親魚量がSBRmax（17.9万トン）を上回る確率												
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.00 × FRmax	16.2	13.6	13.1	15.5	16.5	16.9	17.4	17.6	17.7	17.8	17.8	17.9	47%
0.95 × FRmax			13.4	16.3	17.8	18.6	19.1	19.4	19.5	19.6	19.6	19.7	82%
0.90 × FRmax			13.8	17.2	19.3	20.4	21.1	21.4	21.4	21.4	21.4	21.5	96%
0.85 × FRmax			14.1	18.2	20.9	22.3	23.1	23.4	23.4	23.4	23.3	23.3	100%
0.80 × FRmax			14.5	19.2	22.6	24.4	25.4	25.5	25.3	25.1	25.1	25.1	100%
現状の漁獲庄					13.0	15.1	15.9	16.3	16.6	16.8	16.9	17.0	17.0

表4. 加入量が最大となることが期待される親魚量を目標とした場合に漁獲管理規則案（FRmax）を適用したときの将来の平均漁獲量（万トン）

$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00 × FRmax	10.3	10.5	10.9	11.6	12.0	12.3	12.4	12.5	12.5	12.6	12.6	12.6
0.95 × FRmax		10.1	10.8	11.7	12.2	12.5	12.7	12.7	12.8	12.8	12.8	12.9
0.90 × FRmax		9.7	10.6	11.7	12.4	12.7	12.8	12.9	12.9	12.9	12.9	13.0
0.85 × FRmax		9.3	10.4	11.7	12.4	12.8	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9
0.80 × FRmax		8.9	10.2	11.6	12.5	12.8	12.9	12.9	12.8	12.8	12.8	12.8
現状の漁獲庄		10.7	11.0	11.6	11.9	12.1	12.2	12.3	12.4	12.4	12.4	12.5

加入量が最大となることが期待される親魚量を目標とした場合に漁獲管理規則案を適用したときの将来予測において、 $\beta$ を0.8～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲庄（2024年の値： $\beta=1.16$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲庄により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。  
 $\beta$ が0.95以下であれば、親魚量は2035年に50%以上の確率でSBRmaxを上回る。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。

# ブリ⑨

本資源の管理方針に関する検討会において暫定的な漁獲シナリオ案として検討された、加入量が最大となることが期待される親魚量を目標とした場合に基本的漁獲管理規則案を適用したとき、将来の $\beta$ を0.8~1.0とした場合にSBmsyまたはSBRmaxを達成する確率を示す。

表5. 将来の親魚量がSBmsyを上回る確率 (%)

$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00×FRmax	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	2
0.95×FRmax			0	0	2	4	8	9	9	10	10	11
0.90×FRmax			0	1	9	19	29	34	35	34	33	34
0.85×FRmax			0	3	27	50	63	67	68	65	66	67
0.80×FRmax			0	9	54	81	89	91	91	89	88	90
現状の漁獲圧			0	0	0	0	0	0	1	0	1	1

表6. 将来の親魚量がSBRmaxを上回る確率 (%)

$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00×FRmax	0	0	0	9	20	29	37	42	44	44	46	47
0.95×FRmax			0	20	47	62	72	76	79	80	81	82
0.90×FRmax			0	35	74	89	93	95	96	96	96	96
0.85×FRmax			0	53	91	98	99	100	100	100	100	100
0.80×FRmax			0	71	98	100	100	100	100	100	100	100
現状の漁獲圧			0	6	13	18	24	27	29	30	29	30

FRmax ( $\beta=0.95$ ) で管理した場合、10年後にSBRmaxを達成する確率は82%であるものの、SBmsyの達成確率が11%まで減少すること (MSYを目標とするFmsy ( $\beta=0.95$ ) で管理した場合は75%) が示唆された。また、10年間に限界管理基準値を一度でも下回る確率は0%である。

本系群では、管理基準値や将来予測などについては、管理基準値等に関する研究機関会議・資源管理方針に関する検討会等において議論された値を暫定的に示した。



## 令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）すけとうだら太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2 - 8 に定める漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

#### （2）資源管理基本方針別紙 2 - 8 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年（2031 年）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 【令和 6 年から令和 13 年まで】当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に調整係数（ $\beta$  : 0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）
- ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。

#### （3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら太平洋系群	193,000 トン

#### （参考 1）資源管理の目標

##### すけとうだら太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：228 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：151 千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：60 千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に 0.8 を乗じた値に下げたとしても、10 年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が 50% を下回るおそれがある親魚量）

(参考2) すけとうだら太平洋系群T A Cの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
すけとうだら太平洋系群	193,000	176,000	170,000	170,000	170,000

(参考3) すけとうだら太平洋系群の漁獲実績

単位：トン

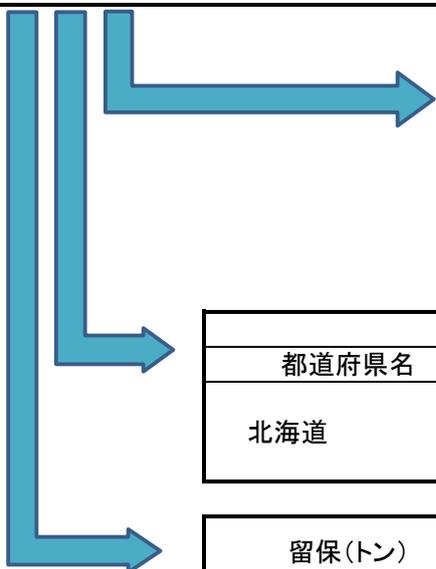
特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
すけとうだら太平洋系群	58,299	78,610	112,801	97,287	91,165

## 2 配分(案)

- (1) T A Cのうち、22,000 トンを国の留保とする。
- (2) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。

## 令和7管理年度すけとうだら太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら太平洋系群	193,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	99,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	69,100	青森県、岩手県、宮城県、茨城県については、現行水準とする。

留保(トン)	22,000
--------	--------



## 令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）すけとうだら日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 4 - 2 に定める再建計画の下、資源管理基本方針別紙 2 - 9 に定める漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的漁獲可能量）を TAC とする。

#### （2）資源管理基本方針別紙 2 - 9 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年（2031 年）に、少なくとも 50% の確率で、暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に調整係数（ $\beta$  : 0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）
- ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ④ なお、令和 23 年（2041 年）に少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲シナリオの検討を進める。

#### （3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら日本海北部系群	19,700 トン

#### （参考 1）資源管理の目標

##### すけとうだら日本海北部系群

- (1) 目標管理基準値：380 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：171 千トン（最大持続生産量の 60% を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：171 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：25 千トン（最大持続生産量の 10% が得られる親魚量）

(参考2) 漁獲可能量の未利用分の繰越し

数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における当該管理年度のTAC未利用分を、当該TAC（当初配分量の合計）の5%を上限として翌管理年度に繰越し

(参考3) すけとうだら日本海北部系群TACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
すけとうだら 日本海北部系群	19,700	22,900 (23,660)	15,300 (15,675)	7,500 (7,890)	7,900 (8,220)

※ 括弧内は参考2による変更後の数字

(参考4) すけとうだら日本海北部系群の漁獲実績

単位：トン

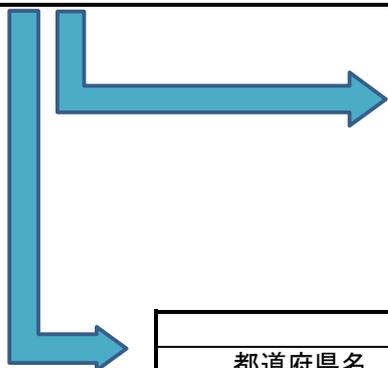
特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
すけとうだら 日本海北部系群	7,641	5,485	5,546	5,151	5,233

## 2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

## 令和7管理年度すけとうだら日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら日本海北部系群	19,700



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	13,200

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,400	秋田県、山形県及び新潟県については、現行水準とする。



## 令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）すけとうだらオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-10 に定める漁獲シナリオで算定された数量を TAC とする。

#### （2）資源管理基本方針別紙 2-10 の漁獲シナリオ等の概要

本資源は、主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、漁業法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同上第 1 項と異なる目標を定め、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとのシナリオの下、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して TAC を算定する

#### （3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだらオホーツク海南部	58,000 トン

#### （参考 1）別紙 2-10 の資源管理の目標及び漁獲シナリオ

##### すけとうだらオホーツク海南部

- （1）我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
- （2）資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

(参考2) すけとうだらオホーツク海南部TACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
すけとうだら オホーツク海南部	58,000	58,000 (60,000)	58,000	58,000 (63,000)	56,000 (62,000) (58,000)

※ 括弧内は変更後の数字（管理年度中に変更があった場合）

(参考3) すけとうだらオホーツク海南部の漁獲実績

単位：トン

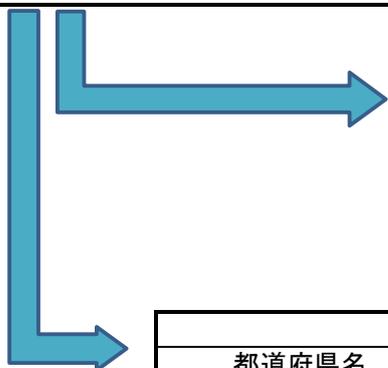
特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
すけとうだら オホーツク海南部	37,561	56,723	53,991	57,765	55,785

## 2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

## 令和7管理年度すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだらオホーツク海南部	58,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	57,900

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	北海道については、現行水準とする。



令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）すけとうだら根室海峡  
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-11 に定める漁獲シナリオで算定された数量を TAC とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2-11 の漁獲シナリオの概要

本資源は、主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、漁業法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとのシナリオの下、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して TAC を算定する

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら根室海峡	15,000 トン

（参考 1）別紙 2-11 の資源管理の目標及び漁獲シナリオ

すけとうだら根室海峡

- (1) 我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
- (2) 資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

（参考 2）すけとうだら根室海峡 TAC の推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
すけとうだら根室海峡	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000

(参考3) すけとうだら根室海峡の漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
すけとうだら根室海峡	7,197	11,297	7,999	4,640	4,057

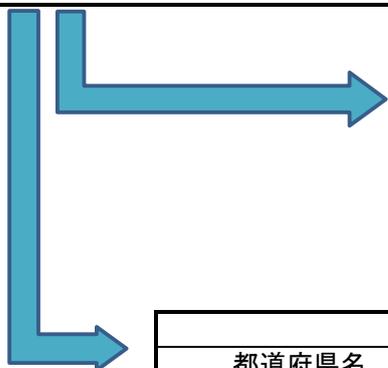
H30年 (2018年)	H29年 (2017年)	H28年 (2016年)	H27年 (2015年)	H26年 (2014年)	H25年 (2013年)	H24年 (2012年)
4,182	5,225	4,886	8,588	6,444	7,715	14,200

**2 配分(案)**

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

## 令和7管理年度すけとうだら根室海峡漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら根室海峡	15,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
-	-

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	15,000	



令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）するめいか  
T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 4 - 3 に定める資源再建計画の下、資源管理基本方針別紙 2 - 12 に定める漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的許容漁獲量）を T A C とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 16 年度（2034 年度）に、少なくとも 50% の確率で、暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量（M S Y）を達成する水準に調整係数（ $\beta$ ：するめいか秋季発生系群 0.65、するめいか冬季発生系群 0.50）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ ②により得られる値の合計値を A B C（水域全体）とし、そのうち、A B C（日本分）は 60 パーセントとする。T A C は当該値を超えない量とする。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
するめいか	19,200 トン

- （4）なお、令和 10 管理年度以降の T A C の算定方法等については、令和 9 管理年度中に、最新の資源評価結果等をもとに関係者で検討を行う予定。

(参考1) 別紙2-12の資源管理の目標

するめいか秋季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：123千トン（MSYの80%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：123千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：9千トン（MSYの10%が得られる親魚量）

するめいか冬季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：145千トン（MSYの85%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：145千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：16千トン（MSYの15%が得られる親魚量）

(参考2) するめいかTACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
するめいか	19,200	79,200	79,200	79,200	57,000

(参考3) するめいかの漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)
するめいか	15,705	24,083	26,915	36,304	36,392

## 2 配分（案）

- (1) TACの35パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去3か年（令和3年から令和5年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

## 令和7管理年度するめいか漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	19,200

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	2,600
大中型まき網漁業	600
大臣許可いか釣り漁業	2,300
小型するめいか釣り漁業	2,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	1,300	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。
富山県	700	

留保(トン)	6,700
--------	-------



# スルメイカの資源管理について

令和7年2月4日(火)

令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会

## 水産庁

### 第6回ステークホルダー会合の取りまとめ

- 目標及び漁獲シナリオは、選択肢Dとする。ただし、シナリオが想定していない良い加入が発生していると判断される場合のTACの数量変更について速やかに対応する。
- 目標及び漁獲シナリオは遅くとも3年後に見直しを行う。
- TACの内訳(当初配分+留保)と留保からの配分ルールは、令和7年1月下旬(実際は2月4日)のTAC意見交換会に向けて数量明示配分の大管管理区分及び道県の関係者と調整する。
- 資源評価について、理解の醸成と内容の改善を図るためにステークホルダーが集まり自由に意見交換を行う場の設定を検討する。
- 沖合底びき網漁業の情報を含め、新たな資源指標を資源評価に反映するとともに、中長期課題として新しいモデルの導入を検討する等資源評価の改善に取り組むこととする。

【選択肢ごとの留保からの配分ルール(イメージ) ※第6回ステークホルダー会議資料4から抜粋】

選択肢	考え方	R7管理年度TAC(万トン)	うち当初配分(万トン)	うち留保(万トン)	留保からの配分ルール
D	■ 暫定管理基準値 : 限界管理基準値(案)(秋季発生系群12.3万トン、冬季発生系群14.5万トン) ■ 加入の仮定 : 近年の低加入が継続(バックワードリサンプリング)	1.92	1.15	0.77 (TACの40%の場合)	①基本ルール ②1つの管理区分又は一定の時期までの留保からの配分量の上限の設定が必要

## TACの内訳（留保の数量）について

- 令和7年度のTAC案(1.92万トン)は、
  - ・ 過去最低の漁獲実績だった令和5年度の漁獲実績(1.57万トン)は上回るものの、
  - ・ 令和3～5年度の3か年平均の漁獲実績(2.23万トン)は下回る。
  - ・ また、令和6管理年度の漁獲量の見込み(1.9～2.1万程度)も下回る。
- 大臣管理区分、都道府県によってスルメイカの盛漁期は異なり、漁獲量の変動も大きい。



留保の数量をある程度余裕をもって確保し、枠の消化が進んでいる配分数量が明示された大臣管理区分と道県に対して漁期中に迅速に配分でき、かつ、「現行水準」の都府県における目安となる数量を超える漁獲の積み上がりを吸収できる仕組みが必要とされる。

- 大臣管理区分と都道府県の漁業の実態その他の事情を勘案し、**留保の割合は35%(6,700トン)**とする。
- 全体的に漁獲量が積み上がるような場合の対応は、「良好な加入」が発生した場合のTAC数量の見直しの仕組みで対応する。

2

## 留保からの配分ルールについて

数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分ルールとして、以下の3つの内容を設けることとする。

### 1 予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分(75%ルール)

- 数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分は、**75%ルール**により行う。
- ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合には、この限りではない。
- 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年(令和3～5管理年度)の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和10管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。

### 2 期間別の留保からの配分数量の合計の上限

- 管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、**8月末日までに留保から配分する数量の合計の上限は、当初の留保数量の半分**とする。

### 3 数量が明示された各大臣管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量の上限(※留保からの配分を繰り返し行うことは可能)

- ◆ 留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、**一度に留保から配分する数量は、期間予測漁獲量とその時点の配分量との差又は当初配分量の半分のうちいずれか小さい数量とする**(日別漁獲量が把握できない場合は、当初配分量の25%とする)。

## 「良好な加入」が発生していると判断する場合のTACの数量変更

- 「良好な加入」が発生していると農林水産大臣が判断する場合は、速やかにTACの数量変更に係る手続を行う規定を盛り込んだ資源管理方針の変更案について、パブリックコメントを実施している(締切:2月10日)。
- 最新の資源評価において、令和7管理年度の加入量の予測値は、近年の低加入が継続すると仮定している。

### 【変更後のするめいかの資源管理方針の案(抜粋) ※下線が変更箇所】

#### 4 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、利用可能な水産機構の助言等を基に、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。



## 令和 7～9 管理年度の漁獲可能量（TAC）の基本シェアの算出等について （するめいか）

令和 7 年 2 月  
資源管理推進室

### 1 背景等

漁獲可能量（TAC）の都道府県及び大臣管理区分への配分においては、直近 3 か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを 3 か年（管理年度）にわたって用いることを基本としている。

するめいかについては、令和 4～6 管理年度の TAC の配分に用いる基本シェアは、令和 4 管理年度開始時点で利用可能な直近 3 か年（平成 30 年～令和 2 年）のデータを用いて算出した。

### 2 基本シェアの算出

令和 7～9 管理年度の TAC の配分に用いる基本シェアは、以下の考え方に基づき算出する。

- （1）令和 7 管理年度開始時点で利用可能な直近 3 か年である令和 3 年から令和 5 年までの漁獲実績（暦年）を用いる。
- （2）漁獲実績については都道府県、大臣管理区分ともに TAC 報告を用いる。ただし、令和 3 年の都道府県の漁獲実績については、農林水産省漁業・養殖業生産統計（以下「農林水産統計」という。）と TAC 報告を比較し、多い方を用いる。また、令和 4～6 管理年度に TAC の配分がなかった都道府県については、農林水産統計を用いる。（末尾の参考参照）
- （3）大臣管理漁獲可能量又は都道府県別漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。
- （4）上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下 2 桁（%））を年毎に算出し、その 3 か年の単純平均（小数点以下 2 桁（%））を基本シェアとする。

### 3 TAC の配分

- （1）上記 2 で求めた基本シェアを用いて、TAC を都道府県及び大臣管理区分へ配分することを基本とする。
- （2）ただし、数量を明示する管理区分間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分する。
- （3）配分数量は、（1）又は（2）で算定し 100 トン未満を切り上げた数量とする。
- （4）ただし、資源管理基本方針（第 5 の 3）に基づき「現行水準」による配分を行う都道府県については、以下のとおりとする。

- ①令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン以上の都道府県  
目安となる数量として、基本シェアを用いて配分した数量が10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」、100トン以上の場合はその数量を示す。
- ②令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の都道府県  
目安となる数量として「10トン未満」を示す。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない（かつ、今後も漁獲が見込まれない）と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする。

#### 4 その他

令和7～9管理年度の各管理年度において、国の留保からの配分により、一の都道府県の漁獲量の累計が当該都道府県における令和3～5管理年度までの漁獲実績の最大を超える場合又は一の大管管理区分の漁獲量の累計が当該大臣管理区分における令和3～5管理年度までの漁獲実績の最大を超える場合、当該超過分の数量については、令和10管理年度以降における基本シェアの算出に用いる漁獲実績から除外する。

(以上)

(参考)

基本シェア計算に用いる漁獲実績の一覧

	配分があった 都道府県	大臣管理区分	配分がなかった 都道府県
令和3年	農林水産統計（確報） またはTAC報告のうち、 多い方	TAC報告	農林水産統計（確報）
令和4年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計（確報）
令和5年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計（概数）

## 令和 7 管理年度

- ①令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月  
②令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月

ぶり

## T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

## 1 T A C（案）

## (1) 設定の考え方

令和 6 年 3 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-51 に定める漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的許容漁獲量）を T A C とする。

## (2) 漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50% の確率で、暫定目標管理基準値（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
- ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、暫定目標管理基準値を達成する水準に調整係数（ $\beta$  : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
- イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ ②により得られる値を A B C とし、T A C は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

## (3) 令和 7 管理年度（①令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日、②令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日）（ステップ 1）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
ぶり	101,000 トン

## (参考 1) 資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：222 千トン（M S Y を達成するために必要な親魚量）
- (2) 暫定目標管理基準値：179 千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）
- (3) 限界管理基準値：69 千トン（M S Y の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）

(4) 禁漁水準値：9千トン（MSYの10パーセントが得られる親魚量）

(参考2) ぶり類の漁獲実績

単位：万トン

	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
ぶり類	9.3	9.5	10.6	10.8	10.0

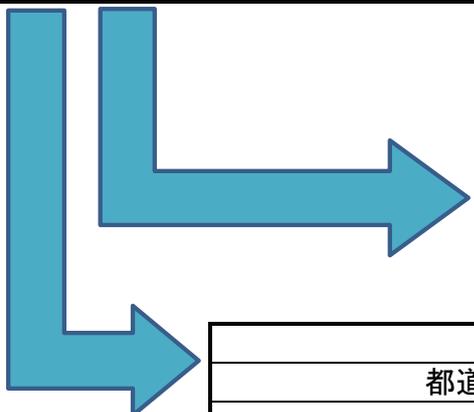
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

## 2 配分（案）

ステップ1のため、都道府県別TAC及び大臣管理TACについて、別紙のとおり、具体的な配分量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

## 令和7管理年度ぶりTACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ぶり	101,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	101,000トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	101,000トンの内数



令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）みなみまぐろ  
の漁獲可能量（TAC）の設定および配分等について（案）

令和 7 年 2 月  
水 産 庁

## 1. CCSBTにおける我が国配分数量等

### (1) CCSBTにおける国別配分

CCSBTで合意された令和 6～8 年の我が国配分数量は、7,247 トン（7,295 トン - 他国への移譲 48 トン。別紙）。

### (2) 繰越ルール

CCSBTでは、国別配分の 20%以内であれば、未利用分を繰り越すことが可能。

## 2. 令和 7 管理年度のTAC設定

### (1) 繰越数量

令和 7 管理年度へ繰越可能な数量※は、954 トン。

※TAC設定時には前管理年度の全ての未利用分が確定しないため、今期 12 月末までに操業を終了した漁船（72/77 隻）の未利用分及び放流・投棄推定量から算出。

### (2) 令和 7 管理年度のTAC

我が国配分数量（他国への移譲分除く 7,247 トン）に、(1) の繰越数量 954 トンを加えた数量 8,201 トンを、令和 7 管理年度の TAC とする。

### (3) 大臣管理区分への配分及び留保

資源管理基本方針別紙 2 - 3 の第 6 に基づく放流・投棄分に相当する国の留保※を 200 トンとし、これを TAC から差し引いた 8,001 トンを大臣管理区分に配分する。

※令和 4～6 年度中の放流・投棄分推定量の最大値（170 トン）を踏まえて設定。

#### [配分総括表]

	CCSBT 国別配分	繰越	漁獲可能量 (TAC)	留保	大臣管理 漁獲可能量
令和 4 管理年度	6,197	254	6,451	26	6,425
令和 5 管理年度	6,197	479	6,676	109	6,567
令和 6 管理年度	7,247	273	7,520	250	7,270
令和 7 管理年度	7,247	954	8,201	200	8,001

(別紙) 令和5年の年次会合で合意された国別配分

	2024-2026年 (令和6～8年)	(参考) 2021-2023年 (令和3～5年)
日本	7,295 t <sup>※1</sup>	6,245 t <sup>※1</sup>
豪州	7,295 t	6,245 t <sup>※2</sup>
韓国	1,468 t	1,257 t
台湾	1,468 t	1,257 t
NZ	1,288 t	1,102 t
インドネシア	1,315 t	1,095 t
南アフリカ	500 t	428 t
EU	13 t	11 t
調査漁獲枠	6 t	6 t
合計	20,647 t	17,647 t

※1：我が国から、2021-23年に引き続き、インドネシアに21トン、南アフリカに27トンが毎年移譲される。

※2：2021年-2023年に豪州から7トンがインドネシアに毎年移譲された。

令和7管理年度におけるくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の  
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分等について（案）

令和7年2月  
水産庁

## 1. IATTCにおける我が国の漁獲可能量

IATTCで合意された我が国の漁獲可能量は、10トン

## 2. 令和7管理年度のTAC設定

### (1) 令和7管理年度のTAC

IATTCにおける我が国の漁獲可能量 10トンを、令和7管理年度のTACとする。

### (2) 大臣管理区分への配分及び留保

資源管理基本方針別紙2-52の第6に基づく国の留保は設定せず、我が国配分数量 10トンを大臣管理区分に配分する。

(案)

令和7管理年度漁獲可能量（TAC）の配分総括表（国際資源）

74

単位はすべてトン

特定水産資源	大臣管理区分	漁獲可能量	留保枠	大臣管理漁獲可能量	令和7管理年度の期間
別紙2-3 みなみまぐろ	かつお・まぐろ漁業	8,201.0	200	8,001.0	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
別紙2-52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）	かつお・まぐろ漁業	10.0	0	10.0	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで